



MIN-IREN 憲法Café vol.10

【医政連新聞発行所】全日本民主医療機関連合会 [発行人] 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL <http://www.min-iren.gr.jp>

近代憲法の条件

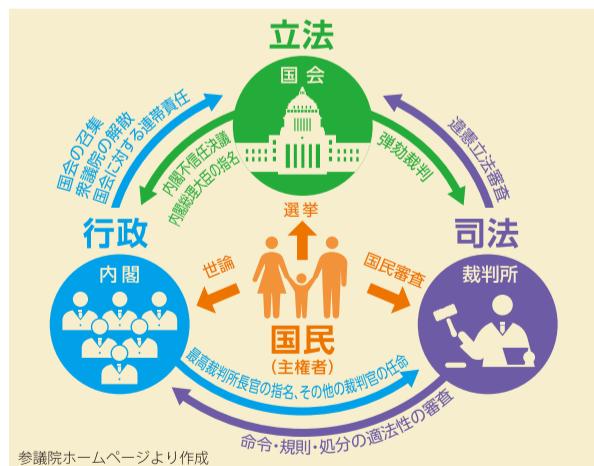
立憲主義と 権力分立

9条改憲に「前のめり」の安倍首相。今秋の臨時国会中に、憲法審査会に自民党案を提出するとまで言っています。行政府の長である内閣総理大臣のこのような発言は、憲法の仕組みを全く無視しており、憲法99条「憲法尊重擁護義務」にも「三権分立」にも反します。憲法は、権力を縛るもので、国民から国家権力の側に対して向けられているルール、国への「命令書」です。国家権力が暴走しないように、その権力をひとつの国家機関に集中させないようにする「権力分立」と、多数意見によっても変えることのできない個人の自由と人権を保障するという「立憲主義」の内容を持ち合わせたものが憲法です。

三権分立とは

国の統治にかかる権力作用をそれぞれ別の機関に割りあて、権力の濫用を防ぐ考えを「権力分立」と言います。

「三権分立」とは、立法権と行政権と司法権の三権を、別々の機関に受け持たせるしくみのことです。立法権は国会にのみあり、法律にもとづいて政治を行う行政権は内閣が最高権力を持ち、司法権は裁判所のみが持っています。これら三権が、おたがいに監視しあい、チェックすることで権力の濫用を止めています。「権力分立」は、「法の支配」※や「立憲主義」とともに近代憲法の不可欠の要素です。



日本国憲法の権力分立の規定

日本国憲法には、「国会は、国權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である」(41条)、「行政權は、内閣に屬する」(65条)、「すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に屬する」(76条)とそれぞれ定められています。

国会には弾劾裁判所を設置できる権限があり、裁判官をやめさせることができます。国会の衆議院は内閣不信任の議決ができます。内閣は衆議院の解散を決められます。最高裁判所長官を指名できる権限があるのは内閣です。

一方、裁判所には法律が憲法に違反していないか判断できる権限(違憲立法審査権)があり、内閣が作った法律や政令が憲法に違反していないか判断できます。このように、互いに人事面や法律面で抑制と均衡(チェック&バランス)を働かせる制度となっています。

日本国憲法は、権力分立の原理を国の統治機構の重要な原理として位置付けており、「法の支配」の実現のためにも重要な役割を担っています。

※「法の支配」とは、権力者の意思ではなく、あらかじめ定められた「法」によって国家統治を行うことであり、権力者を含めた国家機関はすべて法に拘束されるとするもの。

憲法の立憲主義を破壊する安倍政治

安倍政権は、この間、国民の多くが反対意見や不安を表明している法案を、国会で十分な議論をせずに数の力で押し切ってきました。

国民の知る権利が損なわれる「特定秘密保護法」(2013年12月)や、憲法学者など専門家から憲法違反と指摘された「安全保障関連法(戦争法)」(2015年9月)も、国民の多くの反対があるにもかかわらず自民・公明与党の多数で強行成立させました。そして、先の通常国会では、起きてもない犯罪を取り締まることで捜査当局が個人の思想・信条という内心にまで踏み込み、監視社会への懸念が指摘される「共謀罪法案」を、参議院での委員会採決を省略し、本会議で強行採決するという異例の方法で成立させました。また、森友・加計学園の疑惑の徹底究明を求める野党の臨時国会開催の要求も拒否しています。(憲法第53条「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣はその召集を決定しなければならない。」)

いま日本の政治は、内閣が国権の最高機関である国会を軽視し、憲法の立憲主義の原則を踏みにじっている異常な状況です。こうした政治家たちが、憲法に手を付けようとしていることをよく見ておかなければなりません。

きるために編み出したのが「憲法」だ。だが日本では、憲法が捻じ曲げられ、無視されてきた。さらに書き換えられようとしている。日本人は我慢強い国民だと言われるが、いつまで我慢するのだろうか。貧富の格差が拡大して多くの人々が生活の余裕を失っている中で、悠長に憲法を変えようと検討している「政治家」に怒るべき時だ。「政治の責任」を聞いたのだし、憲法のを目指す社会を実現することこそが最優先の課題である。改善すべきは「政治家」であり「法律」であり、「生活」だ。憲法に書かれた社会がこれから生まれてくる子どもたちにとつて、「当たり前」の社会にしていくこと、ましてや戦争で殺し殺されるような社会にしないこと、その責任は今を生きる我々にある。

初めは自分の耳を疑つたが、話を聞いていくと患者さん達がいかに苦しむ生活環境におかれているかが見えてくる。「自己責任かもしされませんが」そんな言葉が本人の口から漏れてきた。本当にそうだろうか。育ってきた環境や労働の現場で、基本的人権は守られていたのか。たとえ失敗があつても、完璧な人間はいないのだからその失敗だけで苦しい生活を強いる社会がおかしいのではないか。

人は生まれながらにして「不平等」である。弱肉強食の世の中でも、人々が平和で自由に生

自分たちで町の将来を選ぶ

“政府や電力会社が原発推進しても、自分たちの町に原発はいらない。町の将来は自分たちで選ぶ”

1996年8月4日、人口約3万人の新潟県巻町(当時)は、東北電力の原発建設の是非を問う全国初の「住民投票」を実施しました。投票率は88%超。結果は、投票総数の61%にあたる1万2478票が原発

「ノー」でした。地域で学習を重ね、民主主義の原点に立ち返り、住民の意思を確認する住民投票を実施した巻町の町民のとりくみは、「民主主義の学校」として全国で高く評価されました。まさに憲法の地方自治の実践、「住民こそ主人公」です。

憲法第8章 地方自治

～地方自治の本旨、住民自治と団体自治

憲法第8章 地方

地方自治の本旨、住民自治と団体自治

8章全体の総則規定です。現行憲法の原理は、個人の尊厳を基礎として、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義にあります。これが憲法92条の「地方自治の本旨」の土台です。国政においても地方政治においても、憲法の原理は実現・確保されるのです。

憲法審査会での議論から みえること

国家権力の手足を縛り、私たちの自由を絶対に奪わせない：この「立憲主義」が、安倍政権の横暴に対抗する合宣言になっています。そしてこの立憲主義を守らせる大事な手段が「三権分立

なぜ、権力は分離されないと「立憲主義が実現できない」のでしょうか？ 中世時代には、一応憲法で権力を縛る発想はありましたが、「人権」が根本になく、権力分立もなく、不充分でした。王様や貴族など1%の人が権力を握るた



主人公と民住

憲法第8章 地方自治

自民党改憲草案がねらう 「地方自治」の全面改定

93条から、住民がその地域の主権者として地方自治・地方行政に直接参加すること（住民自治）、94条から、地方自治体がその地域に関する事柄について、住民の人権実現のために必要な場合は、中央政府から独立して決定し活動すること（団体自治）が導かれます。大事なことは住民の人権保障のため、中央と地方が抑制と均衡を及ぼし合うことです。

直接これを選挙する。
第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第93条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

本的人権の尊重、平和主義にあります。これが憲法92条の「地方自治の本旨」の土台です。国政においても地方政治においても、憲法の原理は実現・確保されるのです。

安倍9条改憲とともに、自民党の2012年改憲草案(以下、草案)が地方自治に関する第8章を全面改定しようとしていることは重大です。日本を戦争する国にするためには、地方自治制度もそれにあわせて変える必要があるからです。戦争への道を許さないためにも、眞の地方自治の充実に努めることは重要な課題です。

草案は、現行憲法の「地方自治の本旨」を捨て去り、「地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政」を実施し、「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う」(草案92条として

あつて自治体の関与は許さない、他方、社会保障などは行政責任を自治体や住民に課して国は責任を負わない方向をめざしているのです。すでに辺野古の工事強行で、国はそうした態度をとっています。

のなかで、やはり国の安全保障と地方の主権とはつきりと憲法に明記して、「国と地方の権限のあり方を「あらかじめ憲法に規定して明確にしておくことが必要である。つまり外交・防衛は国の専権事項である。

のあり方がテーマでした。自民党の中谷元・元防衛相は、「今、地方主権という言葉がある。地域に主権があるというのは、これはおぞましいこと」と発言。沖縄の基町国と県に認識の差があり、「混乱がある現問題にも触れて、「米軍基地県内移設」は

者としての権利が役務の提供を受けるだけの権利に矮小化されかねません。

国家権力の手足を縛り、私たちの自由を絶対に奪わせない：この「立憲主義」が、安倍政権の横暴に対抗する合言葉になっています。そしてこの立憲主義を守らせる大事な手段が「三権分立

なぜ、権力は分離されないと「立憲主義が実現できない」のでしょうか？ 中世時代には、一応憲法で権力を縛る発想はありましたが、「人権」が根本になく、権力分立もなく、不充分でした。王様や貴族など1%の人が権力を握るた



弁護士 白神優理子の **憲法は希望** vol. 10

立憲主義を 実現させる手段 —権力分立

民を道具にした侵略戦争への痛恨の反省から、最先端の憲法が生まれました。けれど「本物の立憲主義」が人類史の中で勝ち取られてきたように、私たち自身が、「自分の幸せを自分で決める」「そのために国に対し意見を言うし声を上げる」ということをしなければ、結局権力は暴走してしまいます。そこで今、市民と野党との共闘が始まっています。

安倍政権による「国の私物化」「権力の私物化」を許さない闘いをしてこそ、立憲主義・憲法の権利は確かなものになります。私たちの自由と権利、人間らしい生活のために、輪を広げていきましょう。